

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 26 日現在

機関番号：13701

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2016

課題番号：26590232

研究課題名(和文) 発見史料による昭和戦前期国定国語教科書編纂過程の研究

研究課題名(英文) A Study of the Compilation of the National Language Textbooks used by New Material before the War

研究代表者

安直哉 (YASU, NAOYA)

岐阜大学・教育学部・教授

研究者番号：30230204

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：国定第四期国語教科書(『小学国語読本尋常科用』、通称 サクラ読本)に関して、研究代表者が古書市場にて入手した新発掘史料をもとに、その編纂過程等を解明した。新発掘史料の中には、サクラ読本に掲載されている全教材の原案作者が示されている一覧表があった。その一覧表を翻刻して刊行することが本研究の中心作業となった。それは研究代表者編『「秘」小學國語讀本尋常科用教材擔當者一覧表』翻刻・解説』(私家版、2016年)として発刊した。また各教材の編纂過程として、具体的には『小学国語読本尋常科用巻九』の第十七課「図書館」と第二十八巻「国語の力」の二教材を研究した。

研究成果の概要(英文)：Before 1948, Japanese language textbooks used by the children in elementary school were compiled by the Government. National compiled Japanese language textbooks published from 1933 were named "Sakura Readers". In 2012 I bought the documents retained by a public servant in charge of compilation of "Sakura Readers". In the material, there was a document that was named "[Secret] Syougaku Kokugo Tokuhon Zinzyokayo Kyozaai Tansosya Itiranhyo" (A list of authors who wrote every lessons in "Sakura Readers"). I deciphered it and published. And then I researched the process of editing two new lessons in "Sakura Readers".

研究分野：国語科教育

キーワード：国定国語教科書 小学国語読本尋常科用 サクラ読本

### 1. 研究開始当初の背景

2012(平成24)年7月、研究代表者は東京都内の、とある古書店で「文部省図書局編修課長旧蔵小学校教科書編集資料 昭和初期～戦前」と銘打たれた古文書一式を購入した。覚書、極秘扱い文書、教科書の手書き原稿など、重ねると厚さ10センチメートルほどの分量になる。

一式を精査したところ、青木存義、藤岡継平、藤本萬治、大岡保三と、1928(昭和3)年頃から1939(昭和14)年頃までの歴代の文部省図書局編修課長間で引き継がれ、保持されていた文書群であることが分かった。

同古文書群の中には、1933(昭和8)年度から年次進行で発刊された国定第四期国語教科書(『小学国語読本尋常科用』通称、サクラ読本)の編纂過程を知ることができる史料が複数含まれていた。一般には知られていない国定第四期国語教科書の編纂過程について、実証的に解明する機会を得られたのである。

### 2. 研究の目的

1933(昭和8)年から年次進行で発刊された国定第四期国語教科書『小学国語読本尋常科用』(通称、サクラ読本)は、国定国語教科書の完成形とされ、今日でも高い評価がなされている。しかし、高い評価にもかかわらず、詳細についてはあまり研究がなされず、その編纂過程についても、当時の文部省図書局図書監修官・井上超の回想以外は、ほとんど究明されていない。

先頃、研究代表者は、当時の文部省図書局編修課長・大岡保三が旧蔵していた文書等史料一式を古書店で購入した。そこには『小学国語読本尋常科用』掲載教材の担当者一覧表や、教材原稿など、編纂過程を知ることが出来る貴重な資料が数多く含まれていた。これらの発見史料により、後世に影響を与え続けた『小学国語読本尋常科用』の編纂の内実の詳細を実証的に解明する。

### 3. 研究の方法

上述した「文部省図書局編修課長旧蔵小学校教科書編集資料 昭和初期～戦前」という古文書群の中から、史的価値の高い史料の翻刻をするというのが、主な研究方法である。また翻刻に留まらず、同古文書群中の史料の読解を通して、『小学国語読本尋常科用』に採択された数課の教材について、その成立過程等を研究する。

### 4. 研究成果

本研究課題の成果は、1冊の図書と3点の論文(計4点)として公表した。それらの中核を成すのが研究代表者編『<sup>①</sup>『小学国語読本尋常科用』教材担当者一覧表』翻刻・解説』(私家版、2016年)である。同書を中心に研究成果をまとめる。

「<sup>②</sup>『小学国語読本尋常科用』教材担当者一覧

表」という史料は、「文部省図書局編修課長旧蔵小学校教科書編集資料 昭和初期～戦前」と銘打たれて、古書市場に出た古文書群一式の中に含まれていた。同史料では、読本専用の原稿用紙が利用されていた。B4判とA3判の中間の独自のサイズの専用紙である。全十六枚が二つ折りにされ、ホチキスで留められていた。最終ページには「昭和十四年一月十日調査並二記入 桑原監修官」と記され、「桑原」の朱印が押されている。文部省図書局図書監修官・桑原虔によって作成された資料であることが分かる。

桑原虔は1927(昭和2)年頃に文部省図書局に「図書監修官補」として着任し、1938(昭和13)年に「図書監修官」に昇任している。

『小学国語読本尋常科用』(通称、サクラ読本)は、井上超、各務虎雄、大岡保三、佐野保太郎、桑原虔の計5人の図書監修官によって編纂された(正確には当時、桑原虔のみ「図書監修官補」であった)。

1933(昭和8)年度から年次進行で使用された国定第四期国語教科書『小学国語読本尋常科用』(通称、サクラ読本)について、今日の国語教育学界では次のように評価されている。

「第六次に及ぶ国定読本のうち、第四次国定サクラ読本の発刊ほど社会的にも大きな反響をよび、その大部分が好評であったという読本は、他に類がないであろう」〔井上敏夫(2009)『教科書を中心に見た国語教育史研究』溪水社、p.87〕

『小学国語読本尋常科用』は、国語教科書史上最大の成果となっている。『小学国語読本尋常科用』に対して当時の世間がどのように受け止めたかについては、秋田喜三郎の次の記述が端的に示している。

「多年要望してゐた新読本が出現したのであり、しかも斬新な編纂法によつてゐたのであるから、教育界はいふまでもなく、一般社会まで、驚嘆の眼を見張つてこれを迎え、新編纂振りをほめたたえた。」〔秋田喜三郎(1977)『初等教育国語教科書発達史』文化評論出版、p.528〕

国語教育界にとどまらず、世間一般からも高い評判を得た。『小学国語読本尋常科用』に準拠した夥しい数の指導書が出版された。その結果、「わが国の初等国語科教育は、昭和一〇(一九三五)年前後がその進展の頂点ともみられている。昭和八(一九三三)年、『サクラ読本』が出現したのを契機として、形象理論・解釈学理論などに裏づけられ導かれた読み方教育全盛の時期を迎えるに至った(傍線引用者)」〔野地潤家編(1981)『国語教育史資料 第一巻』東京法令出版、p.592〕のである。

国語教育史に大きな影響を与えた『小学国語読本尋常科用』であるが、その編纂過程については、あまり解明されていない。二層の壁が解明を阻んでいる。

第一層は、国定教科書という存在自体に由

来する。国定教科書は「国家」によって生成される。「個人」に還元可能な、個性の集積として構築される性質のものではなかった。しかしながらその一方で、井上超という、際だった個性が文部省図書局図書監修官として国定国語教科書編纂の中心にいたことは、『小学国語読本尋常科用』に明確な特色を付与する結果となった。井上超の教材選択が、本居宣長の影響を受けているという知見は、すでに有働裕によって指摘されている〔有働裕（1997）「小学校教材「源氏物語」と時局「サクラ読本」における本居宣長」』（『国語国文学報』55集、愛知教育大学国語国文学研究室、pp.41-58）〕。井上超の国語観は、宣長国学の継承の上に構築されていた。昭和初期、国語教材研究論は垣内松三が提唱した形象理論によって形づけられた。それと平行して、国語教材開発論は、井上超によって復活を遂げた宣長国学の枠組みが採用されたのである。結果論かもしれないが、この時代、「国家」が「国学」を必要とした。「国家」が井上超の活躍を要請したかのようなのである。国民国家の意思を具体的に体現したという意味で、井上超は極めて適切な官吏であった。

国定教科書たるもの「国家」の産物であるという、この第一層の壁を堅持するためには、まさに今回発掘した史料は、機密にしなければならなかった。文部省による作品公募で選出された民間人の作者名まで、顔を出してしまっている。こうした仮面（秘密）は、後世の国語教育史研究者によって剥ぎ取られる。我々には、そろそろ「サクラ読本」の正体を見極める時が来たようだ。それは畢竟、戦前全盛した読み方教育（国語教育解釈学）に対しても、相対化した視野を確保する作業に繋がる。

第二層は史料の喪失という、物理的な理由に拠って成り立っている。1945（昭和20）年8月の終戦と同時に、文部省の内部資料の多くが意図的に焼却された。進駐軍（GHQ）に戦前の証拠を残さないためであったとされているが、研究代表者はそこに国民国家の生存本能を見る。国民国家はその命脈を保つために過去の遺物を切り捨てる。ここでも、自らの手足となる官吏を駆使した。終戦当時、文部省国民教育局青少年教育課長職にあった久保田藤麿は、読売新聞戦後史班の取材に対して次のように証言している。

「文部省の中庭にドラムカンを持ち出して、証拠になるような書類は残すなど、十六日にはもう焼き出した。一週間か十日ぐらいかかったらどうか」（『読売新聞戦後史班（1982）『教育のあゆみ』読売新聞社、p.24）

ドラムカンは一つではなかった。「文部省の中庭では、ドラムカンをいくつも置いて、機密書類焼却の炎と黒煙を空高く噴き上げていた」（同上、p.24）のだった。

こうした書類破棄行為は、文部省が組織的に行ったようである。文部省教学局から『大

東亜史』編纂を委嘱されていた東洋史学者・宮崎市定（当時、京都帝国大学文学部教授）は次のように記している。

「文部省からは、先の大東亜史関係の資料は適当に処分してほしい、との内示を受けた。本省では書類を全部焼却したそうである。」〔宮崎市定（1983）『『アジア歴史研究入門』序』（『宮崎市定全集 2』岩波書店、p.329）〕

本省外の関係者にも、書類処分の内示が届いていたのである。一次資料が失われた結果、当時の教育政策に関する研究は大きな空洞を成している。七十年という歳月を経て、その空洞の内部を眺め直す時期が到来したようである。本史料は、昭和戦前戦中期という漆黒の過去に対して、国語教育史研究の明かりを灯すべく、現在に引きずり出されてきた。最後に本史料で記されている「原案」作者について解説しておく。「サクラ読本」の編纂に携わった図書監修官の一人である佐野保太郎は、「サクラ読本」巻一刊行後、次のような文章を書いている。

「先達も或所へ行つたら、今度の新読本は或一人の監修官の手で作られるのださうだといふ。又他の所へ行くと、監修官は何人も居るさうだが、外の人には文章がまづいので、実際は或人が一人をやつたものださうだといふ。

かういふ事が誤であることは今更言ふまでもないが、それにしても、こんな噂のあることは、教科書の権威にもかゝるから、特に一言しておきたいと思ふのである。

国定教科書は決して或一人の者が勝手に作るものではない。たとひ原案を作る者は一人であつても、それは畢竟「案」の「案」の、その又「案」たるに過ぎないのである。（中略）国定教科書がその最初の「案」から、だんだんと修正されて、遂に本となつて市場に現れるまでには、実際いろいろの手續を経、人に見えないいろいろの苦心を経て居るのである。

だから、一人の人間が自分の好みで勝手にこしらへたようなものではないということをおきたいのである。」〔佐野保太郎（1933）「教科書に対する態度」（『国語教育』18巻10号、育英書院、p.9-10）〕

この文章からはいろいろな推測ができる。まず、「サクラ読本」の「原案」作者が井上超一人であるという類いの風評が、国語教育関係者の間にかなり広まっていたことが分かる。今回翻刻した史料にも、「サクラ読本」巻一の「原案作者」は井上超一人だと明示されている。佐野の上の文章が書かれた時には、まだ巻一しか発刊されていない訳であり、部外秘であるにも関わらず、いみじくも噂は射っていたのである。

また、次のようなことも分かる。ある図書監修官によって「原案」が書かれるものの、その後、他の図書監修官の閲覧が入る。その過程で文章の統一性等が調整されて完成を見る。こうした手続きは、ある意味当然であ

るが、それを勘案しても、インベンションを  
図り起草する「原案」作者の影響を過少評価  
することはできない。

本史料を起点として、『小学国語読本尋常  
科用』の諸相を考究することが期待できる。  
実際、研究代表者は、『小学国語読本尋常科  
用巻九』第17課「図書館」と第28課「国語  
の力」について、それぞれの編纂過程や創  
作・解釈過程に関する学術論文を発表してい  
る。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に  
は下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

安直哉、『小學國語讀本尋常科用巻九』  
第二十八課「國語の力」の考察、岐阜大  
学国語国文学、査読無、42号、2017、1  
15

安直哉、『小学国語読本尋常科用巻九』  
第十七課「図書館」の編纂過程、岐阜大  
学国語国文学、査読無、41号、2016、15  
23

安直哉、【資料】垣内松三宛て石森延男  
書簡 国定国語教科書編纂史資料、  
岐阜大学教育学部研究報告 = 人文科学 =、  
査読無、63巻2号、2015、219-228

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

安直哉編、私家版、「秘小學國語讀本尋  
常科用教材擔當者一覧表」翻刻・解説、  
2016、41

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

無し

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

安直哉 (YASU, Naoya)  
岐阜大学・教育学部・教授  
研究者番号：30230204

(2) 研究分担者

無し ( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

無し ( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

無し ( )